

月ヶ瀬村に到らんとす于時樋口眞彦其途の危険を恐れ君を玉水村に送り竹屋に泊して玉川の岸に到り深更別を惜み

さして行く春日の野邊に置く露やあすの我身の命なるらん時實に元治二乙丑四月六日なり

之れより奈良に入り友人水門村小林數馬を訪ふ懐中一錢を不持旅費を借らんことを乞ふ主人四文錢貳百文と手拭一筋を與ふ君泣て之を受け去て月ヶ瀬村に走る途中石切峠にて

さして行く末は雲井の月の瀬と身は石切りの山も越つゝ

同所に於て潜伏すること數月之れより先き山下政愛は其再生の恩を君に謝せんとするも其踪跡を知らず處々に彷徨して終に甲冑を賣り刀劍を典して資と爲し尙隣國を尋て得ず漸くにして其居を探り月ヶ瀬に到る（君は當時月ヶ瀬村福壽寺及井澤四郎平尾山眞福寺等に遊ぶ）君の行く處詳かならずして逢はす山下遂に去る君後れて歸る福壽寺主人曰く士は君の歸るを待ち水邊に憩て篠笛を吹き居たるを見たり是ならん君行て問ふへしと君直ちに到る已に在らす村童に士の跡を問ふ士は尾山を指て行け

りと君亦た跡を追ふ遂に逢はす山中日暮て咫尺を辨せず此夜路傍に眠る此時幕吏の君を追捕する甚急なり君之を伊賀國上野に避く去るに臨んで潜かに福壽寺主人に二首の和歌を封し政愛再來の日に與へんことを托す内一首は政愛を追て尾山に到る山中日暮て詠たる歌なり

袖どめてはひまつはれよ馬かつら我思ふ人の行もすきなん

伊賀にして我身の上野おきどころそれとは人につくよしもなし

上野白銀屋に滞在する數日君惟らく身を潜むる敵に寄るに加かすと主人白銀屋助左衛門に請て信樂大官に僕奉公を爲さんことを談す主人諾して多羅尾家に紹介す行て見ゆ主人在らす妾出て迎ふ君一見其驕奢を知る憤然去て白銀屋に歸る當時君は隱遁避難の身にしゐれば白銀屋の奥座敷に盤居して風流雅客を裝ふ而して君夙に神を信仰し毎朝必らす之れに禮拜を怠らす或日僧某の投宿するあり君の毎朝天を拜するを見て來りて論難詰問を試む君醇々道義を説き其神を論するに及んで言語明快議論風生僧遂に君の卓論に敬服す之れより先き君の隣室に中年の寡婦來り宿す之を以て同宿のもの争ふて其愛を求めんとす時に肴屋某遂

に之れか先鞭を着け耳語喃々直ちに僧老の契を詰ふ翌日肴屋某外出し數日を経て歸らず婦爲めに憂ふ後ち數日肴屋某歸る婦訴ふるに閨怨の無情なるを以てす肴屋元來浮薄の人なり婦の言ふ所は之を馬耳東風に付して省みざるのみならず冷然之を斥けて相知らざるものゝ如し之に於て婦其身の薄命を嘆し通宵悲嘆其狀實に聞見に忍びざるものあり而して後ち肴屋一日竊かに君か僧と談論するを聞き大に君の説に感し己れの敗徳を懺悔して措く能はず遂に君か室に入り其竊かに傍聽せし始末を述へ且つ大に己れの行を改むるあるを以て頻りに從者たらんことを請ふ君の曰く余は是歌人なり武人にあらず豈に從者を要せんやと之を謝絶す肴屋性頗る過敏感極まりて遂に發狂す固より人事を辨せず走せて代官所に至り愁訴して曰く同宿の歌人拙者を刺殺せんとす幸に助け玉へと代官所は之を以て直に令を發して君を召喚す君以爲らく身の隱遁已に露見せり事已に茲に至る復た爲すへきの術なしと心已に決する所あり則ち召に應して代官所に至る一人の傍らに俯首するものあり而して吏問ふに肴屋某の愁訴を以てす君其意外に驚き毫末の干係なきを辨するも吏之を信せず君曰く此人は是狂人なり吏曰く

如何に狂人なるも漫に其方の姓名を以て斯る訴を爲す物なくして影の映する理あらんやと之に至りて君微笑し肴屋か曾て敗徳の行あり後ち君の説に感して君に其從者たらんことを請ひし顛末を告ぐ吏の疑ひ漸く解けて君を放還し次て肴屋を諭し之を歸へす肴屋の白銀屋に歸るや直ちに身を跳らして井中に投す家人爲めに驚き皆馳せて之を救はんとして未だ之を救ふの術を知らず偶々威風凜然たる一個の武士來り梯子を井中に入れて之を救ふの法を示す之に依りて肴屋幸に一命を助かる此時君は樓上に在り此の狀を見て武士の風采威ありて猛からず眉目秀て、其凡夫ならざるを認め諦視之を久ふす時に武士は家人に問ふに君の事を以てす君思ふ所あり直に樓を下りて武士を延見して曰く足下は山下君にあらずやと山下聲に應して足下は又た越智(即ち玉手)君にあらずやと反問し茲に初めて其互に意中の人に逢ふことを得たり之に於て一見舊知の如く互に胸襟を開き置酒して心事を談し時事を論し慷慨淋漓遂に刎頸の交を締ひ共に已往を追想して(山下政愛は豊)又將來の運動等を謀り共に姓名を變し相分れて京都に入り大に爲す所あらんとす然れども追捕甚だ嚴密にして亦計の施すへきなきを以て會津藩

士平尾豊之助の紹介に依りて山陵奉行戸田大和守の客となり同守より會津藩への掛合に依つて僅に其追捕を免るゝことを得たるも尙ほ君は門外に出ることを禁せられ常に邸内に在りて同藩主二男徳之丞氏(當時華族秋元興知氏はれなり)の習字讀書等の教授を司とれり時に故あり君大和國越智伊賀守の一門玉手郷の城主玉手又四郎氏の絶家を相續し玉手鎮次郎橋弘通と改名したり此時已に尊王攘夷の世論殆んど破裂し勤王の兵を擧ぐる者所々相踵て起り朝廷の議も亦た討幕の事に決したるを以て君歡喜措く能はず天を仰て曰時至れり平生の素志此機を失すへからすと竊に請て公卿の間に走奔せんことを以てす大和守之を諾す大原中納言烏丸侍従君を愛顧する最も厚く兩卿の命を受け日夜所々に周旋す又當時山下政愛身を鹿兒島藩に潜め同藩の客となり老職町田内膳の許に遊ふ二本松藩邸に在り日夜相往來して屢々町田氏に接し又大久保市藏氏其親む所となる乃ち身を挺て、其間に奔走し王事に勤めたること少なからす今其要概を記さんに

明治元年正月二日伏見に於て戦端を開くに當り君大和守に謁し速に參内あらんことを以てす大守守單騎參内せらる忽にして九門を鎖して藩士の出入を許さず

于時君は戸田大和守の名代として御所警衛大原中納言に隨從し内外奔走の指揮を受くへきの命を蒙り同月六日仁和寺總督の宮進發に際し大和守名代の名義を以て同家の人數を率ひ隨軍して淀城に至りて總督の宮より參謀烏丸光徳卿に從軍すへきことを命せらる同月參謀光徳卿の大和國へ鎮撫として派遣せらるゝに方り又隨從警衛を命せらる二月十三日徵士に召出され會計局出仕を命せられ翌十四日大總督宮東海道御進發に當り軍事會計の事務一切擔務致すへきことを命せられ龜田喜代三之に副たり此時軍資金として僅に金三千圓を下附せられ其餘は盡く臨機適宜取計ふへき旨の命を受く十五日大津驛に於て大總督の宮より更に軍事會計事務の外兵食賄方吉田藩を指揮して總軍兵食賄方及び軍隊宿泊の宿制等一切之を擔務すへき旨を命せられ桑名驛に於て大總督の宮より軍隊を除く外總員の取締方嚴重注意すへき旨を命せらる此時に當り軍隊及び其他總員合せて數千人而して之に對する事務甚だ多忙にして晝夜眠ること能はざるを以て特に乘駕を許さる是れ實に異數の事たり以て君か當時軍隊の間に在りて事務を處辨したる苦心の一斑を窺ふに足らん又桑名驛に於て大總督の宮より要務繁忙を

以て補助員二名を吉田藩士より選任すへきことを命せられ即ち岩上角右衛門中
 村莊助の二氏を擢用して之に充つ駿府驛御滯陣中軍資金欠乏を告ぐるを以て同
 地方に於て金子借入方を命せられ毫商北村仙太郎其他四名を説き一萬金を借り
 て以て軍用を辨す四月大總督宮江戸へ御進發芝増上寺眞乘院を以て本宮と定め
 られたるを以て同寺院滯在中の兵食其他一切不都合なき様との命を同官より特
 に申付けらる同月十七日大總督宮より東海東山北陸等の軍資金欠乏を告ぐるを
 以て之か調達の命を蒙り京都に向て送金を乞ふ屢々督促を爲すと雖も遂に調は
 さるを以て百方苦慮止を得ず之を地方に集めんとす偶々幕府に於て元と金銀貨
 幣を鑄造せし江戸の金座に尙其殘餘の貯蓄あるを探偵し直に其由を大總督の宮
 に上申せり之を以て宮より同所に出張し總て右地金銀を沒收すへき事を命せら
 れ茲に於て元同坐役員たりし長岡右京を隨へ正貨二十六萬圓餘其他金銀地金等
 悉く之を沒收し二分金一分銀を同坐の鑄造者に命して鑄造せしめ之を軍資に充
 て漸く以て其欠乏を免る而して右地金銀の外二分金一分銀一朱銀二朱金等合せ
 て二十五萬圓餘は東山東海北陸等の軍資に充つる爲め西郷參謀官に引渡した

り十八日大總督の宮より東海東山北陸等の兵員盡く一時に江戸西丸に入城に付
 き該城警衛の名古屋藩より同城を受取り二日間の中に兵食賄等は勿論其他人數
 の割付け一切の手當不都合なき様可取計旨を命せられ當時の代官江川太郎左衛
 門外數名に説き各分擔を定めて三ヶ所に兵食炊き出し場を設け晝夜不眠奔走盡
 力以て盡く其準備を爲し滞りなく入城を終りたり兵員渾て一萬人餘僅々たる日
 數にして能く之を整理し君か單騎城内奔走の勞見るに不忍とて御使番河田精之
 丞之を輔く人皆な準備の成頓を賞す依て二十一日大總督宮の御前に於て進發以
 來兵食賄は勿論宿割其他一切不都合なく當日の入城相濟み準備盡力の功を奏せ
 し段満足すとの賞詞を賜はる同年閏四月大總督宮より軍房事務局判事大村益次
 郎立會の上江戸城内總ての倉庫を點檢し悉皆之れか封鎖を爲すへき命を蒙る特
 に此日の點檢中幕軍去に臨みて城中に地雷火を仕掛たりとの事にて精密に之か
 點檢を爲すへき旨を達せられ君及大村氏も死を期し之か點檢に着手したりと五
 月十日再び軍資金欠乏を告ぐるを以て大總督の宮より三尾諸藩に出張し現在の
 實況を説きて之を募集し其情況に依て歸京の上關軍の情勢及び三尾諸藩に軍資

金募集を命せられたる情態を上陳し至急調進の上其筋へ差出すべき旨を命せられ警衛として尾州藩士数名を随行せしめたり依て右三尾地方を経て歸京の上募集の情况及び關東の情勢を上申したり此時關東尙ほ軍資金を要するの切なるを以て會計官に於て評議の上明治十三年限りの紙幣を發行して之に充つるに決し遂に紙幣を發行したり是れ實に維新以來紙幣發行の嚆矢たり君は實に是等の要件を帯ひ麓下に滞在中關東は稍鎮定し海内略は平穩に赴き將に王化を布き政務を整理し天下の是非曲直を審判するの必要を感し此に人材の登用をなすに方り刑法官知事大原重徳卿親しく君に就て其任に當らんとを内諭す君即ち之を諾す之に由て君が從來の擔任したる東京軍事會計一切の事務を擔務すへき後任者の撰定を命せらる君再び江戸城に到り之れを撰ふ時に龜田喜代三故有て上野暴徒の爲めに斬らる依て附屬員中村莊助に後任を托して刑法官監察司知事に任せらる六月笠松縣下洪水の際巡撫として刑法官知事大原重徳卿差遣はさるゝに及び君又右監察の爲め附屬出張を命せらる八月東京行幸仰出されたるを以て先發輦道監察として御道調五辻侍從戸田大和守に同行東下を命せらる于時君刑法官

知事に乞て曰く昔時

和宮殿下關東御下向に際し諸家の從者宿驛を困難せしめたる又非常なりとす當時皆之を恨む今や天下王化に復し萬民聖徳に皈す

御幸の際輦道之れを戒む最も嚴ならさるへからず況んや先發の任たるをや若し從者にして不正の所爲あるものは其輕重を論せず臨機之を所置せんと知事之を容る之を以て君は諸家の從者に令して曰く若し宿驛に於て竊に金錢を貪り或は人夫を惱し又は淫酒に耽り猥りに婦女に戯るか如き所爲あるに於ては直ちに嚴科に處すへしと躬ら毎夜必らず諸家の休泊に臨んで之を嚴戒し又輦道の宿驛は勿論其他廣く孝子節婦忠義の者を取調へ之を上申す關東着御に際し戸田大和守刑法官知事に告ぐるに監察司知事の嚴に過ぎたるを以てす大原知事親しく君に質す君答て曰く警戒の嚴なるは非人なからしむるか爲めなり未た一人たも不正の罪人を不出緩慢にして罪人を出す孰れか是なると知事大に之を賞賛す翌二年三月十四日大和國十津川郷士紛擾の爲め刑法官知事大原重徳卿巡撫として差遣はさるゝに及び君又同所出張を命せらる同年六月左の賞典の榮を辱ふす而して

其賞典は専ら大總督に屬し東海道軍事會計を擔當したるの功勞を賞せられたるに依る然るに君は兵事鎮靜の際刑法官に轉任し附屬中村莊助其任を受けたるを以て同氏は永世祿の恩賞に浴し獨り君は其實に洩る戦時の際御使番たりし河田精之丞(河田景福氏の弟なり)上申して曰く東海道大總督に屬し能く軍事會計を整理し其効を奏したるものは君を措て他に其人有るなし今同氏賞典の榮に洩る余傍觀に忍ひす若し氏に其沙汰なかりせば我れ拜受の賞典を返還すへしと君之を傳聞して謝して曰く友誼の厚き感銘に堪へざるなり然れども予は君と共に身命を抛て天恩に報す今幸に命を全ふし朝廷に仕ふることを得たり焉恩賞の榮を辱ふするを欲せんやと其后數日を不出して左の賞典を給ひ金員巨額を下附せらる

戊辰ノ春賊徒掃攘ノ礪大總督ニ屬シ東下勉勵ノ段神妙ニ思召仍テ爲其慰勞目錄ノ通リ下給候事

八月刑法官を廢し更に彈正台を設立せらるゝに及ひ君は彈正大巡察に任せらる九月四日賊あり大村兵部大輔を京都の旅館に刺す君即ち其檢視として現場に出

張し臨時刺客追捕指揮方を命せらる當時彈正台の職權たる甚た大にして凡そ死刑の宣告を受けたる者は其執行前必ず先づ同台に於て其罪の性質及び裁判の當不當を審査するを常とし東京に本臺を置き京都に支臺を置き以て大に裁判の公平を期す君は即ち海江田信義氏(現樞密顧問官)と共に京都支臺の要職たり而して君か其在職中の一二を擧ぐれば神佛混淆廢止社僧還俗改稱の時に際し江州坂本の神官樹下岩見守佛閣を破却し比叡山僧徒沸騰遂に朝廷に訴ふ君之を糺彈すへきの命を奉し是非曲直を審判し彈正臺の所置其公平を天下に示す又偶々彈正臺開設以來初て死刑を執行せらるゝに際し君其職制に對し萬止み難き齟齬ありて京都栗田口に於て執行すへき罪人の死刑を止む然るに此事の東京彈正臺に開ゆるや君は海江田氏及び其他の巡察官等と共に審問の爲め東京に召下さる時に君は父母妻子朋友等に告て曰く予國家の爲めに其身を棄つるは固より期する處ろ然るに今回の事たる實に由々敷大事にして其處置は一に大巡察の專務に係り殊に予は該職の筆頭にして月番の任にありたれば萬一審問の末我か處分にして不當に決するときは切腹仰付けらるゝも計り難し然れども是れ余は職分を重んじ

彈正臺の彈例即ち法律を遵奉し職權を損せさらんか爲めに其身を顧みるに暇あらざりし者にして若し不幸にして切腹の命を蒙り再び歸らざることあるも決して悲歎すること勿れと已に自から決する處あり即ち海江田氏と共に東京に至り彈正臺の糾問を受く然るに固より過失たるに非れば君は旅宿に於て一ヶ月の謹慎を申付られたるのみにして東京に於ては彈正院及び參議其他關係の諸公皆相當の處置ありて事濟みたり蓋し君か其身を輕んし其職を重んずる事概ね斯の如し又同年十二月上州高崎藩紛擾の起るに及び君臨時出張同藩知事藩士一同の曲直を審判すへきことを命せらる茲に於て高崎藩に到り曲直を糺彈する數日能く一藩の沸騰を鎮靜し審判其宜しきを得たり翌四年七月彈正台を廢せらるゝに方り東京に御用滯在すへきことを命せらる時に君慨然として謂へらく我れ始め幕府の專横にして王室の振はざるを歎し聊か微力を王事に盡くせり然るに今や上叙聖文武なる陛下の聖徳に依り王室の衰微は既に之を挽回し海内又全く鎮定に歸して我が素志已に達するを得たり加之叨りに自ら搦らす重職の任を辱ふし以て今日に至れり我榮も亦已に究まれり之に至りて我豈に永く身を官途に措

くへけんや夫れ泰西諸國今日の盛大を致したるもの思ふに商工業の發達に職由せずんばあらず我か東洋の一孤島能く將來文明諸國と互に相對峙せんと欲せば豈に商工業を盛にして以て彼我交換の道を講ずるに如かんや我幼少より武を好み身官に在て商工を輕んし算を執るを賤む亦今より斷然冠を掛けて熱心民業に従事し以て國益を謀るへきなりと即ち意を決し四年十二月を以て大坂府へ轉籍移住の旨を出願し許可の上左の賞を給ふ

積年ノ勤勞神妙ニ被思召依テ其賞トシテ直垂地ニ卷下賜候事

同四年十二月御成規に照し勤積年月三年九月にして滿四ヶ年に滿たざるを以て位階を返上せり是より君は大に商海に其技術を試んと欲し五年四月東京を去るに臨み財已に盡きて又負債を生し進退如何とも爲す不能茲に於て邸宅を華族一條家に賣却せんことを約す準備調て后ち又同家の家夫をして約を解かんことを求む君困窮遂に三條公に謁し詳に轉籍の志望を陳し一條家解約の困難を訴ふ公大に感激其志を善し親から家夫に諭して其履行すへきを以てせらる之に因て更に双方協議を遂げ邸宅を抵當となし金七百圓を借用し旅費漸く整ふ之に於て知

己朋友を招き留別の宴を開く岸良兼發氏(大審院長より司法少輔に轉し後ち遂に病に死す)最も親み厚く其交際常に親戚に異ならず宴酣なるに及び君に問て曰く予をして永く官途に止め共に朝廷に忠勤を勵まんことを望みたりき如何せん君已に意を商業に傾けんと決したるを然れども別るゝに臨み豫め其目的を示せよ予も亦志を述んと君答て曰く不肖決然世に志を起す十四歳夙に武を講し勤王の志を厚し漸く長するに及んで國事の爲め有志と共に天下に奔走し維新後海内多事戦亂相踵き國歩艱難の日に當りては一身を國家の犠牲に供し天下平穩政務整理の時に際しては身を官途に處して重職の任を全ふす今や萬民王化に歸し國家安泰宜しく力を殖産工業の道に盡し一に邦國の隆盛を期せんことを欲す今天下の士同族擧て幾十萬人是れ皆無職業者にして孰れか實業に歸せすして世に處するを得んや往々天下の志士皆言て曰く富國強兵は殖産興業にありと而して挺身憤厲其實を全ふし言行一致能く其功を奏する甚た稀なり嚮きに五代友厚氏茲に見るあり率先して身を商海に投す予も亦實業に従事せんとすと兼養大に賞賛して曰く今や盃を擧げ一言を怒て餞別せん他なし友人互に依頼心を斷滅して志を全ふせんことを唯恐る

商業は君か最も短所なり深く顧みて自愛せよと一坐皆大に感す遂に家族を纏め輩下を去て大坂に移住す于時同府參事渡邊昇權參事藤村紫朗氏は皆知己なり渡邊氏友誼を以て君に勸告して曰く商業は君か長所に非ざるのみならず君か性質に於て甚た之を危む却て或は生活の道を失せん是非再ひ官途に就くへしと君感激其厚意を謝して曰く短所素より論を不俟然れども予の民業に従事せんと欲する所以のものは同族公衆に率先して民業に従事し他日殖産を増加し商工業を隆盛ならしむるの道を講するを得は聊か國恩の萬一を報せんと欲するのみ固より民業は予か慣れざる處是を以て直に其成效を期し難しと雖ども精神一到豈に何事か成らざらん足下の勸告謝するに餘ありと雖ども余か決心已に此の如しと其他君の知友多くは君か實業に従事することを止むる者多かりしと雖ども君は堅く取て動かす遂に一商店を開設し家號を秋津屋と稱して商業を營めり是れ實に君か商海運動の第一着歩なりとす于時偶々友人鹿兒島出身有馬藤太來て家號の談に涉り其意味を問ふ君曰く深意あるに非ず單に日本屋と稱したる意味にして他日外商に向て貿易を試みんと欲するか故なりと有馬又之を五代友厚氏に語る

氏冷笑して曰く弘通は予か知己にして能く其爲人を知る國家に報する其志忠且つ大なりと雖ども彼か商海に運動を試る漸く口を糊するに過きん若し他日盛に貿易を成すを得は予は首でも遣るへしと藤太後ち又た之を君に話す君莞爾として曰く彼れも人なり我れも人なり予は東京を去る別に臨んで友人岸良兼養と誓て曰く決して依頼心を有する無しと我之れを忘れず單身獨歩して商海に入る五代の言或は然らん予今より志を達するに非ずんは五代を訪ふことを止めん宜しく之を氏に告げよと家屋距離僅に二三丁に過ぎすと雖ども問ふとを爲さず遂に商法會議所設立の際互に訪問し首を申受んと之を一笑に付したり氏は商業開設の際僅に金を持する二百五十圓に不過初めて商業中心の都會に來り僅少資本を以て開業を爲さんと欲す其種類撰ふに由なく漸く案し得て醬油問屋を業とし廣く東京に販賣せんとす之れ他なし遷都以來東京に輻輳する京坂四國中國九州の人最も多きに居る必らず適すへしと茲に於て舊同僚奈良縣參事元岡山縣士族野呂久左衛門氏に就て備前兒島郡醬油製造家に結約して大坂阿治川三丁目に問屋店を開設し東京西河岸に支店を設け宮中及び其他諸官吏朋友に之を嚮く當時

河野敏謙氏(現文部大臣)茶話談笑して曰く近來弘通商業に従事し其目的美なりと雖ども鹽辛き醬油を押賣せらるゝは頗る迷惑する所なりと至る所に其説出て地方に不適なるを推知し遂に支店を廢す當時又た石坂周造氏か發明に係る越後地方に産出する石腦油を精製し之を舶來石油同質の品位となし廣く内國點火の用に供し大に國益を興さんと欲し石坂周造氏等と銳意其事に従事し石油會社設立の事に幹旋し遂に大坂に重明舎を開設して専ら内外國石油販賣の擴張を計れり之れ君か貿易に従事する初めなりとす蓋し維新以來内國に於て會社を設立するの祖は石油會社にして之を設立したる者は石坂周造氏及び君を以て嚆矢とす後歲月を経るに隨ひ舶來石油の輸入次第に増加し爲めに同業者又其數を増し遂に石油取引者間競争甚しく爲めに弊害百出するに及び君切に之を矯正せんと欲し組合法を以て信榮社なるものを設立し后ち又互に資本を合して大坂石油會社を設立し大に盡す所あり同十有七年君か社長たる大坂石油會社即ち是れなり後ち又五代友厚廣瀬幸平等諸氏の勸めに應じ大坂商法會議所議員となり后ち副會頭となり最も力を盡くせり恰も此時我國輸出入の不平均甚しく爲めに銀紙の間大差

を生し銀貨一圓に對して紙幣三十錢内外の打歩を拂はさる可らさるに至り經濟社會の混亂云ふ可からさる者あり君即ち時の大坂商法會議所會頭五代氏等と相謀り之れか救濟策を講じ主唱して大坂全般の舶來商相團結し六十五日間一切外國品を購入せざるへき旨を約し自ら之を担任す乃ち同業者相互に堅く其約を守りたりと雖ども大厦の將に傾かんとする能く一木の支へ得る處に非ずして遂に其功を奏せず銀紙の差却て益々甚たしきに至りたるは亦是非なき次第と云ふ可し又君は能く人に報ひ能く人を愛し又能く人を恵む世人皆之を知る其一二を舉ぐれば君東京に到るや樋口眞彦の所在を知らんと欲し漸く尋ね得て逢ふことを得たり樋口歎して曰く予か主家罪を得て斗南移住の命を蒙る父母妻子十有餘人忽ち飢に泣ん君感激移住を止め慰て曰く予今朝恩に浴し身官祿にあり我官途に在ん限り金石其半を折て君か三日の恩に報んど即ち金若干圓を投して飯倉片町に家屋を購求し之を眞彦に與へ又旅費を贈りて同氏か全戸を飯倉に移住せしめ在職中毎月金石を贈りて氏か家族を救愛する茲に數月終に官途を辭するに際し氏に自活を勧め尙は浪華移住の後時として多少の助力を爲す是れ君か友人の皆

能く知る所なり又君は夙に米商會所の惡弊を矯正し其取引を確實ならしめんと欲し廣瀬宰平氏等の勸に由り堂島米商會所の肝煎に選れ續て副頭取となり間もなく頭取に昇り爾來熱心銳意同會所の爲に大に盡し以て今日に至れり是より先き同會所營業滿期の時に當り當時の廟議及民間の輿論は米商會所の廢止を主張して止まざりしかは君自ら其意見を陳述せんか爲め同會所營業繼續の願書を携へて東京に到り時の東京米商會所頭取川上助八郎氏と共に大に其廢止の非なるを陳辨したり君の説に曰く米穀は我國物産の主位を占むるものにして米穀の價值如何は實に一般人民の利害に關するのみならず我國人民の大部分を占むる農民の休戚に非常の關係を有するものなれば豈に之か價値の標準を定むる米商會所なくして可ならんやと抑も君の米商會所に於けるや久し明治十三年米商會所肝煎鴻池善右衛門氏其職を辭す君即ち其後任に擢舉せられ同年五月五日副頭取となり翌年二月七日累進して頭取の地位を占む然るに當時世人の定期米賣買を見ること他の商業と同一視せざるのみならず或は之を蛇蝎視する者なきにあらず而して政府の之に對する稅率の如き殆んと禁止稅と同一の重稅なれば享保

以來永續したる堂島米商の取引も之れか爲めに大に衰頽し萎微振はさるに至れり加之に米商會所營業の期限も其期に迫りたるを以て一層不振の境に陥る君即ち其營業繼續の出願を爲すことに決し先づ當時同地に設立したる大坂商法會議所に對し米商會所の營業即ち定期米取引の會社に對する利害如何を討論審議せんとを求む蓋し世人の定期米取引の社會金融上に對する利益如何を知らざる者多きを以て先づ商業家の團體たる商法會議所に其意見を求めんか爲めなり然るに同會議所に於ては審議の末米商會所の營業たる社會全般の理財上必要欠く可らざる所以の理由を以て回答す君直ちに其決議書及び議事筆記を携帶して東上し農商務省へ呈出し米商會所營業延期を出願す明治十五年六月更に五ヶ年間の營業繼續を許さる然れども尙ほ米商會所の營業は重税の爲め不振の間に年月を送りたる處五ヶ年間の營業繼續又た其期限に達せんとする折柄所謂「ブルス」設立の説世に行はれ遂に明治廿年五月を以て取引所條例の發布あり同條例の施行と共に舊來の米商會所は廢止することゝなりたるを以て全國各地米商會所は東京に於て米商會所協同會なるものを開く君即ち堂島米商會所の代表者となり同

會に出席し同業者と共に大に運動する所あり蓋し明治廿一年五月を以て營業滿期となりたる米商會所をして更に廿二年五月迄延期したるもの同協會の力に依らずんばあらず斯く米商會所の營業は度々延期せられたりと雖ども已に取引所條例は發布せられたるを以て其運命眼前に迫り之を以て君又た東上し各地米商會所員と共に大に運動せり是れ所謂「ブルス」論の盛なる當時なり政府遂に明治廿一年十月三日を以て米商會所に對し同廿四年六月迄其營業を延期し且つ從來米商會所の税率たる千分の二を萬分の六に減する事を許可せらるゝに至り同會所の株主に喜ひ君に贈品并に巨額の金員を贈りて其勞を謝せり殊に明治廿三年米價騰貴の際同年四月廿一日突然其筋より米商會所の申合規則を取消されたる時に當り更に申合規則を改正し外國米を以て同所の賣買受渡に用ひしめたる等の如き當時世論の喧しき時に當り同會所か無事營業を繼續したるもの亦た君の力なり明治廿三年更に三ヶ年間即ち廿四年七月より廿七年六月迄米商會所營業延期を許されたり實に君か米商會所頭取となりしより十有三年其間同所の營業繼續又は延期等に際する事四回其米商會所か世論の難を受くる

等種々の困難に際したる事甚なからず抑も維新以來屢々非米商會所論の起りたるにも拘はらず全國米商會所今尙は依然として繼續以て今日に至りたるもの蓋し君の力大に與りて効ありと云ふ可し

又先年大坂より九州四國山陽等に航海する各汽船漸次に増加し其數百餘艘に達し各船の間競争甚しく殊に競争の爲め船舶老朽して遂に人命財産の貴重を顧みざるの觀あるに至るや君廣瀬宰平氏等と共に大に之を患ひ百方其調和を謀り之を調停せしめんと欲し盡力すると殆んど三年遂に大坂商船會社設立發起人となり同社の立つに及びて委員又は取締役に撰擧され専ら事業の擴張事務の整理に盡力せしは商船會社か君に送りたる左の謝狀を以てするも推知するに餘りありと云ふへし

本社創立ノ起因ハ明治十五年ニ在リテ既ニ三年ノ星霜ヲ經タリキ其間幾多ノ艱難ニ遭遇スト雖トモ幸ニ委員諸君カ當初ノ志操ヲ變更セス始終一轍踏テ復々起キ躍テ益進ミ多年ノ辛苦經營全ク其蹟ヲ奏シ今日此好果ヲ視ルニ至レリ是レ眞ニ諸君カ勤勞ノ結實ナリ株主ニ於テモ欣喜ノ情感已ム能ハス茲ニ余ニ

托シ爲其報勞本社ノ抹券二十葉ヲ贈進致候也

大坂商船會社

頭取

廣 瀬 宰 平

明治十七年五月

玉手弘通 殿

又

貴下今般當會社取締役御辭退相成殘懷ノ至ニ不堪候抑往年各船主分立競争航海ノ業日ニ危殆ヲ極メ不忍傍觀折柄貴下廣瀬宰平氏等ト共ニ深ク此ニ憂慮セラレ非常ノ御盡力ヲ以テ經營三年遂ニ百有餘船七十有餘ノ船主ヲ團結シ當會社ヲ組織シ茲ニ始メテ公私ノ安全便利ノ基ヲ開キ爾來御精勵一日ノ如キモ如何セン商況不振社業ノ前途實ニ不容易ヲ憂慮セラレ種々計議其末政府特別助成ノ恩ヲ蒙リ社業ノ基礎漸ク見ルヘキアルノ運ニ向フ等始終御誠意ノ厚キ深ク不堪感謝之至隨テ甚々薄義ノ至ナカラ別紙ノ通不腆ノ金圓ヲ贈呈シ株主一同ニ代リ薄カ奉表敬謝之意候恐惶謹言

玉手弘通君傳

大坂商船會社

頭取

河原信可

明治廿一年二月
玉手弘通様

君常に又輸入を防ぎ輸出を計るべき特種の工業を興さんことを苦慮して終に明治十九年技師と共同戮力して埴場製造の工場を開設し之を玉手組と稱す蓋し黒鉛埴場なるものは秘密特種の製造にして歐米各國中廣く世界に之を販賣するも其製は獨り英國(モルガン)製あるのみ我國官私立工場皆之を購ふ君大に技師を奨勵して積年苦心して遂に完全精良の埴場を製出するを得て諸官立工場試験皆好結果を奏す而して世界無比と稱せられたる英國(モルガン)會社の製造と殆んど其品位を同ふするを以て漸次舶來輸入を海外に退け近年造幣局砲兵工廠小野濱造船所吳鎮守府等其他官立私立凡そ金屬鑄解を業とする工場皆之を購求するに至り明治廿三年三月を以て組織を一變し株式會社となし君之れか社長となり將來進んで之を擴張し海外に輸出せんことを勉め其他同時にペンキ製造所を設け阿

部市郎兵衛氏等と共同大に盡力す之れ又其功を奏す而して該製造所は當時阿部氏の専ら負擔する所となる君か大坂移轉以來二十年間各會社創立事務を輔け又當時の商業會議所及市會議員其外公私立各公共の事に關し其勉むる處ろ甚た多く一々枚舉に暇あらず
君性豪宕剛毅明達にして果斷あり忠肝義膽凛々として鬼神を泣かしむるものあり腰間一劍を杖つき生死の間に馳騁して意氣敢て迫らす悠々掬すべきの文致あり常に國家の安危國民の休戚を以て自から任し兵馬の才は能く商工の才に適用し以て國家の前進に一大進歩を與へたり嗚呼君は夫れ能く亂世の英雄にして又た實に治世の俊傑たるを失はざるものと謂ふべし

三野村利左衛門君傳

干戈を執て以て社稷を衛るは武臣の專任にして亦其能事なり然とも時あり道は厄窮に處し運は元二に丁り離折分崩朝露より危く一戰再戰遂に此衰運を萬一に挽回すること能はざるあり是時に當て其生平の經濟を展へ忠を竭くし瘁を盡くし以て朝廷を保ち以て民庶を衛り邦基を磐石に奠め國勢を苞桑に固からしむるか如きは豈に力を原野に肆にする者の能く優に爲す所ならんや三野村利左衛門君は非常の人なり挺質穎異偉略奇猷之を裕にする素あり克く大任に當る奥羽の役官軍糧食給せず三軍外に暴露し百姓内に憂惶す而して廟堂の上亦謀の出る所を知らず此時に當て君は區々たる一布衣を以て從容として其間に周旋し議を建て策を獻して國家の財務に參與し心思才力を盡くして與に從事し以て軍須の患ひなからしめ遂に能く維新の大功を奏せしむ卓々たる其功勳豈に筆して千歳の下に傳ふべき者にあらずや君は舊出羽國庄内の人なり父名は又太郎家世々酒井侯に仕へり君か七歳の時父は故あり浪士となり君を伴ふて一旦大坂に出て後又

九州に赴けり其後君は十三歳にして日向國に於て父を失ひ其翌年に至て姉に別れて單身大坂に赴き屢々商家に仕へしも粗放自ら用ひしを以て皆其家を逐はる年十九に至て大に心に感ずる所あり身は武門の家に生れて弓馬の術を事とせず區々たる一の商賈となりて一生を終へんと甚遺憾の至りなり一たひは仕官して祖先の家名を興さんと志を決して江戸に赴き専ら浪士輩と交りて空しく五六年を經過せり年二十五に至て故ありて神田三河町の金米糖問屋紀伊國屋利八の養子となれり於是君は其素志を翻へし一意商を以て身を立てんと決心し大に業務に勵精せしを以て其結果として忽ち一百餘兩の利を得又大に世の信用を博し一家和合して商業益々繁榮に赴けり於是君は本業の傍ら其百餘金を資として一の兩換店を開業せり其營業上より遂に三井兩換店に出入することなれり是則ち君か將來三井の番頭となりたる端緒なり安政の末年に當り外國貿易の一事よりして幕府は洋銀の賣買黄金の買入等に關し大に苦心せしことありしか當時君は其下受をなして専ら公を奉し并せて己を利し又大に三井兩換店に利便を興へたり故を以て三井組の重なる人々は皆君の技量に服して頗る之を尊信せり其後外國

貿易益々頻繁なるより幕府と三井組との間に屢々往復の必用を生し通常商買は到底其任に堪ゆへくもあらず殊に當時三井組には外國掛を勤むる御用商店なる者あり専ら江戸横濱間に往來して外國に關する一切の商務を擔任し居たるを以て最も才識双全なる者を要したり故に三井組は早くも望を君に屬し一日君の來るを待て之を別室に延き事情を陳して切に助力あらんとを請へり元來三井家は家風店規共に甚嚴にして其手代となり番頭となるには各々其道を経ざるへからず遂に外より入て番頭手代の地位を占むるか如きは家祖より凡そ三百年來未だ嘗て其例あらざる所なり當時始めて格を破て君を擢て、番頭の重役を與へんとす故に君も其知遇に感して茲に三井の番頭となれり其後元治慶應の亂を経て世は王政維新の端緒を開き七百年來の封建制度は一朝にして土崩瓦解すると全時に商業の上に於ても一大變動を生し爲めに財を傾け産を破る者甚多し就中各藩の用達を營業せる者に最も多く三井組も亦此影響を蒙り一時は危殆の場合に迫りしも君の計畫其宜しきを得大に官軍の爲に力を盡くし西郷大久保大隈大木の諸氏に親密なる交りを結ひ其庇護を得て此厄運を免るゝのみならず却て其繁

榮を増すに至れり禍を轉して福と爲し危を變して安と爲すとは是此謂ひなり當時君は大に時の政府に信用せられ又三井家にも尊重せられ入ては三井家の全權を掌握すると全時に出ては政府の會計官となり又出納司となり大に内外に忠勤を勵み殊に明治元年王師東北に向ふに當て軍須甚乏しく僅に五千金を餘すのみ是を以て政府は大に之に苦しみ江戸の豪商に命して軍資を募りしも永く幕府の恩恵に浴したる江戸の商買は心中之を憚ひす皆辭を設けて之を謝絶し一人も其募りに應ずる者なし時の東京府知判事大木民平(今の大木喬任伯)氏は大に驚き竊に之を君に謀る君即ち一の秘密策を献して之を謀らしむ大木氏大に喜ひ即ち其策に従ひ直に令して江戸市中の豪商勝買を招集し金百萬兩の調達を命せしに商買は又皆辭を左右に托して敢て命に従はず時に大木氏上坐に在り勃然として大に怒り聲を勵まして謂て曰く汝等は皆是皇國の臣民なれば均しく朝廷の恩澤を蒙むらざる者なし然るに今此危急の時に際し事を左右に托して調金を辭するか如きは實に不臣の甚しき者と謂ふへし汝等既に我皇國の忠實なる臣民にあらざるを以て悉く汝等を黒船に載せて遠く亞米利加に放逐すへし汝等の財は敢へて

望む所にあらず宜しく十日を期して其家財を收拾し以て命の下るを待てど衆皆愕然其爲す所を知らず時に君も亦衆中に在り心竊に其策の成れるを喜ひ故らに恐懼の状をなし頓首再拜して曰く閣下の慈仁若し幸に一日の猶預を賜はゞ小人等更に熟議して以て奉答する所あらん惟願くは閣下其之を裁察せよと大木氏之を許し君に命して商議せしむ君乃ち衆を招て謂て曰く事既に此に至る復た辭の以て辭すへきなし如かす各々其分に應じて調金し以て此難を逃れんには乃ち三井家は當さに金十五萬兩を出すへし小野家も亦宜しく然るへし自餘の七十萬兩は諸君幸に之を謀れど衆皆此議を賛成し日を終へすして忽ち一百萬金を調へ直に政府に獻して以て軍須に充てたり而して君は又此一百萬兩に對する紙幣を政府に請求して一の爲替會社を組織し以て大に商業取引の便を興へ又屢々政府の財務に力を致して大に功あり此年九月君は東京府會計官附屬商法知司事補に任せられ苗字帶刀を許され廿人扶持を賜ふ於是君は始めて三野村氏を冒せり蓋し君の本姓は木村にして養家たる紀伊國屋は三野川氏なるを以て其兩姓の文字を取りて自ら三野村と稱し別に其女に婿を迎へて三野川家を相續せしめ以て君は

新に一家を興せり此月政府は東京府を開市し外國貿易市場と爲さんとするを以て其必要よりして外國貿易商社の組織を三井、小野、島田等の豪商に命し而して三井氏其總頭取たり然ども全氏は常に京都にありて其事務に干與せず君専ら其任に當りて奔走經營遂に貿易商社を築地新築橋際に設け率先して外國貿易に従事せり當時君は政府に向て外國貿易に關する意見五ヶ條を建議せしに皆政府の採納する所となれり蓋し其議は商業の發達を圖る上に於て最も適切劃當にして則ち内國諸相場を一定する必要より米油等の定期賣買を營む所の東京商社の如き則ち其一條なり當時政府は通商司なるものを置き専ら商業に關する百般の事務を處理せしめ殊に當時に在ては新政府創業の際なりしを以て頻りに商業上に干渉保護を施し大に會社の發達を促かせり其結果として起れる者は爲替會社、東京商社、郵便蒸氣船會社、開墾會社等にして君は是等の諸會社には凡て關係を有せるのみならず其發起は皆君の力を待て成れるものにして或は頭取となり或は副頭取となり殊に又爲替會社、東京商社の總頭取差配司となり且つ政府は君の議を容れて爲替會社を三府五港に設け東京本社と相待て金融疏通の便を計らんとする

や特に君を擢て、其總社長に任したり於是君は横濱、神戸、大阪其他の地方に赴き各地の有力家を説き各自應分の出金を爲さしめ竟に其任を全ふせり當時の爲替會社と稱する者は即ち今の所謂銀行にして今日の横濱第二國立銀行の如きは則ち横濱爲替會社より變したるものなり又今の東京米商會所は即ち嚮の東京商社より變したるものにして明治八年東京米商會所と改稱するに至るまで營業したる者なり又政府は維新後舊幕旗下の士遽に其祿を奪はれ一時糊口の術に窮し所在各地に散在して浮浪の徒と爲れる者二萬餘人の多きに及び爲めに良民の害を禁むる者甚多きを憂ひ之か處置を君に謀れり君即ち一策を設け東京市中の有力家數十名を府廳に招喚し小金ヶ原開墾會社設立の事を命し各々分に應じて出金せしめ以て會社を組織し二萬の浮浪人を開墾業に使役せり然ども充分の成績を見る能はず遂に中止するに至りしは君の最も遺憾とする所なり君は又運輸交通の便を開かんと欲し井上馨、陸奥宗光、前島密、澁澤榮一等諸氏の協賛を得て普く東京市中の豪商を株主たらしめ以て郵便蒸氣船會社を創立し汽船數隻を購ふて専ら海運の業に従事せしも當時猶未だ業務に慣れず爲めに意外の失敗を來して閉

社せり是亦君の大に遺憾とする所なり其後明治三四年に至て各藩に於て金貨を偽造し之を通用せしめしを以て外人の之を受領する者甚多く皆大に怒て之か交換を我政府に向て請求したり然るに政府若し其交換を許さば外人は更に益々價金を買占め以て其交換を要求するの恐れあり然ども當時政府は飽くまで強硬主義を執て斷然其請求を拒絕するの勇氣なく廟堂の上一時大に之か處置に苦しみ已むを得ず又之を君に謀れり君問て曰く諸公の見る所外人所有の價金凡そ幾何ぞと於是或は一千萬と謂ふ者あり或は九百萬、八百萬、六百萬と謂ふ者あり諸説紛々として一ならず君の曰く價金の國中に散布する總額は其或は然らん然ども余の見る所を以てすれば今若し三百萬の正金を備へば大抵之を拒くを得へしと君は胸中期する所あるを以て直に意を決して政府の委託を諾して爲替會社に抵り人を四方に派遣し以て東京横濱間に於ける各兩換店の才量手代等を悉く招集して之を爲替會社に雇ひ入れ皆之を遠方の各鐵山に遣はし京濱間復た一の兩換店なからしめ而して後ち横濱の居留地外に一關門を設けて其出入者に意を注ぎ始めて價金交換の事宜を發表したり彼の狡猾なる外人は此際大に市上に散布する

許多の贖金を購入し外國人の權利を以て日本政府に向て之を交換し一舉して巨萬の利を収めんと嘗て約し置きたる各兩換店の才量手代等に通知すれども彼等は既に君の策略を以て悉く騙て之を遠方に居らしめたれば一人も外人の催促に應ずるものなく偶々贖金を以て之を外人に賣らんとする者あれば皆關外に於て之を捕縛し遂に外人の實際所有額のみを交換して此一大難局を治めたり後ち其交換額を精算すれば僅に五十餘萬圓に過ぎざりしと云人皆君の機謀明智に服せざるなし明治四年君は銀行事業の商業金融上に必要缺くへからざるを感し自ら三井、小野兩家を説ひて各々金一百萬圓を出さしめ又其他の富豪に勸めて更に五十萬圓を出さしめ共計二百五十萬圓の資金を以て一の西洋風の銀行を組織し君は自ら其重役となり専ら其事務を擔任せり是我國銀行の嚆矢にして則ち今の第一國立銀行の祖なりと云是より先き政府は嘗て屢々紙幣を發行せるも維新の始め新政府創業の際なるを以て信用甚薄弱にして人民皆之を喜ばず爲めに紙幣は大に下落し復た挽回の道なきに至る是を以て政府は更に三井に命して三井組爲替座なるものを設け兌換の制度に依て凡そ一千萬圓の紙幣を發行せしめ以て一

時の急を救へり蓋し是皆君か政府に獻する所の策にして當時に在ては三井の信用新政府に優れるものありしを以てなり其後一二年を経て政府の信用漸く厚きを加へしより明治六年に至て更に太政官紙幣を發行し以て無事に之か交換を終へたり明治七年小野組の倒産するや其餘響は三井家に波及し全家の運命も一時危殆の場に逼まりしか君能く小野組の爲めに奔走盡力或は政府に説ひて其寛典を乞ひ又多少の出金を乞ふて僅に之を彌縫して事なきを得たるのみならず君は又自ら小野組の整理委員となり専ら小野氏の爲めに心を盡くし力を竭くして善後の策を講し以て後患なからしむるに至れり君か人の爲めに謀る亦忠なりと謂ふへし明治十年二月二十一日君は病を以て其家に歿す實に國家の爲めに之を痛惜哀悼せざるを得ざるなり君嘗て男子なきを以て中村氏を養ふて己か子となし其家を継かしむ今の三野村利助氏はなり氏も亦人に逾ゆるの器識あり當さに其家聲を墜さるへし之を要するに君か世に處し事に従ふや皆經國濟民の業にあらざるはなし維新前後に於けるの功績は朝に在ると野に在るとに論なく敢へて其右に出る者なし實に明治中興の元勳たるに愧ぢざるなり而して世或は君の名

を知らざる者あるは何ぞや蓋し君は徹頭徹尾頭に三井家を戴き己れの鴻業偉勳は悉く之を三井家に歸して自ら其名に居らざるを以てなり然とも其名の顯れざるは則ち其徳の大なる所以なり斯くの如きの人にして叙位授爵の榮なきは實に照代の缺典と謂はざるべからず

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

川田小一郎君傳

當今の世巨賈を擁して紳商大賈と稱せらるゝ者甚た多し而して奇骨あり見識ありて真に能く商海の英傑たるに愧ぢざる者は果して其れ誰ぞや日本銀行總裁川田小一郎君の如きは豈に其人にあらずや聞く弄花を善くし投牌に長し而して權門巨室に出入し巧みに其鼻息を窺ふか如きは當世の所謂紳商たるに缺くべからざるの資格なりと又聞く或は鐵道布設を發起し會社創立に従事し以て揚々其外觀を装ふか如きは當世の所謂銀行家たるに無るべからざるの秘訣なりと何そ其俗の野にして鄙なるや而して君獨り之を爲さず獨立獨行自ら超然として滔々たる俗流の表に卓立し一身以て我邦商業の獨立を圖り年來凝結せる商海の陋習を一洗せんと欲す其志や蓋し大なりと謂ふべし君は土佐の人なり家世々山内侯に仕ふ維新前後に在て専ら王事に勤め東西に奔走す坂本龍馬、佐々木高行、岩崎彌太郎等の諸名士と友とし善し君か侍境界に於ける奇談逸話は敢て問はず君か封建尙武の俗猶未だ衰へざる明治初年に於て早くも天下の大勢を洞察し劍を賣て商

に歸し或は土佐物産所を起し或は三川商會を創め或は又住友家を援けて別子銅山を興隆せしめたる等事業の以て見るべき者一にして足らざるも是れ亦た敢て問を要せず唯夫れ君か一生間の最大事業は實に故岩崎彌太郎氏と相提携して三菱會社を創立し我國海運の業を起したる一事に在り三菱會社既に成るに及んで君か全社の爲めに全力を奮て高島炭坑の採掘に従事し以て四五年前の盛を致したるの一事に在り而して岩崎氏歿後義を重んじて三菱所有の財産を擧げて悉く之を其遺子久彌氏に交附し敢へて顧みざるか如きは世人の最も欽仰する所にし君か今日尙侍氣質を有するを見るべきものなり何となれば三菱會社は岩崎川田兩氏の共同創立せる者にして唯岩崎氏は其年長者なるを以て之か主人となり君は年少者なるか故に内部に在て一意之を助け兩々相待て始めて今日の三菱會社を致したる者なればなり當時若し君にして其遺産に眷々するの念あらんか其多分を受くる何の難きとか之あらん唯其然らず是を以て益々其氣宇の洪大にして利欲に淡薄なるを知るへし其後明治二十二年九月に至て君は官命を奉して日本銀行總裁となり爾來専ら我國金融の整理に従事し明治二十二年に於ける恐

愾の際には大に天下の俗論を排し幾多猾銀行家の攻撃を斥けて貸付引締政策を取り禍亂を未盛に防遏したる等の事實甚だ多し故を以て屢々君に向て一夕の履歴談を請ひ以て筆述する所あらんとせしむ君は謙遜固く之を辭し且つ曰く余か事業の大半は皆故岩崎彌太郎氏と相牽連せざるはなし今余か經歷を記せば勢ひ岩崎氏の一身に及ばざるへからず岩崎氏にして生きて此世にあらば余亦之を辭せずと雖ども既に幽明路隔り鬼人域を異にせしを以て余か心實に忍ひざる所の者ありと言々皆肺腑より出つ後ち又一書を贈りて固く之か記載を謝絶せり書辭懇懇にして悲壯一讀の下以て其人と爲りを卜するに足るへし然るに著者嘗て既に江湖に約するに必ず君の傳を載すべきを以てす故に今僅に平生記憶したる所の事實の一部を記載し添ふるに君の書を以てし以て其傳に換ふ世の商業家子弟此書と熟讀玩味せば蓋し思ひ半に過くる者あらん其書に曰く

拜啓陳は今般本邦實業家の傳記御編纂に付き小生をも其中に御加へ可相成旨を以て先達來再三小生の履歷御尋ねに候へ共小生義は素より後世に傳へべき程の事業も無之勿論維新の頃より炭鑛銅山海運製糸製茶等種々の事業に従事し

争亂の際殊に未だ舊武家の氣象脱却せざる最中に於て奮て商業に従事せしと故随分艱難辛苦を嘗め中道屢々挫折せんとせし事も有之今にして之を追想すれば慄然たる事も有之候へ共元來小生は故岩崎彌太郎氏と共に相提携し事業の大半同氏と相牽連致候故今日經歷を記述する時は或は岩崎氏の功業に關するの嫌も有之夫も同氏生存に候へは敢て顧慮するに不及候へ共今は自ら快からざる感情も有之に付き先此度の貴著へ御登載の義は御斷り申候只乍序右貴著に就き申述度候は一体本邦にては古來英雄とか豪傑とか稱せらるゝ人物は大抵國事に奔走せしものゝみに限り農工商の事業に至ては氣概あるものゝ爲すへき事にあらずとし之を賤しむ様の風有之候故其影響今日迄も及はし爲めに民業の發達は他の割合に比し甚難かりし事と存候凡そ海の内外を問はず富國強兵は建國の最大主眼なるは論を俟たず而して其根本は民業の旺盛にあるは亦疑を容れず故に海外諸邦の如き農工商を問はず一大民業を成就せし者は其榮譽顯達殆んど王侯貴人に比し候由本邦も事々物々歐化の域に進み候事故追々同一の情態に赴き可申候へ共未だ幾分歎昔日の氣風全く消散せず國內に

産物は澤山あれども海外に推出して廣く賣買取引を營むものは寥々晨星の如く又會社を結び事業を企つる者も近來増加すれども概ね外國の模型を本邦に移し株金を募集したる迄にて未だ英雄豪傑と稱す可き程の人物は鮮なく獨り政治論に至ては蓋し長足の進歩をなし言論漸く自由を得て誠に理論の多き世の中となれり而して其度合に比し國家富強の本源たる實業家に乏しきは慨嘆に堪へざる次第に候何卒將來活潑有爲の人には可成空論を止め實業の發達を圖り且願くは内地區々の事業を以て奇利を射んとする様の念を戒しめ志を遠大にし進て眼を海外に注ぎ名譽を博し候様致度此頃福島中佐の如き郡司大尉の如き追々異域に大志を暢ふる人々の出候は極て喜はしき次第にて何卒是等の行爲に倣ひ志氣を振て事業を興す處の實業家を輩出せしむる事不堪熱望候本邦今日までの處にては果して實業家の模範とするに足るへき程の人物は或は無覺束歎兎に角貴君今回の御著述は後進子弟鼓舞獎勵の一端と相成裨益する處不尠義と至極賛成致候只一言致度は御記載の人物は自然將來實業家の模範たらしむへき御見込の事故何卒其人物の今日に至りたる由來即ち俗に申す

筋なるものを能く々々御撰み相成候様致度譬へは百萬の富たりとも別段國利を増し民福を進めたるものならず一時の僥倖に乘し一身一家を利したる尋常の金持と云ふ如きは取るに足らず之に反し假令數萬の富たりとも其目的方法に於て取るべきものあり且若し其道を擴充する時は大に國家に益する美舉に至るは特筆大書致され候義專一と存候若し然らずして單に結果をのみ取りて其目的由來を察すれば殆んど鼻持のならぬ金満家を稱揚する等の事あれば後進者或は誤て漫りに一攫千金の利をのみ是望み其弊や却て實業進歩の障害と相成候も難計恐るべき事に候先は履歷書御斷旁愚存申述度如斯御座候不惡御了承可被下候草々不一

明治廿六年三月

川田小一郎

瀬川光行様

侍史

明治廿六年三月廿五日印刷
同年四月十日出版

定價金二圓五十錢
豫約金一圓

編輯兼
發行者

瀬川光

神田區錦町二丁目一番地

印刷者

古井底 謙

京橋區南鞘町五番地

大賣捌

大倉書店

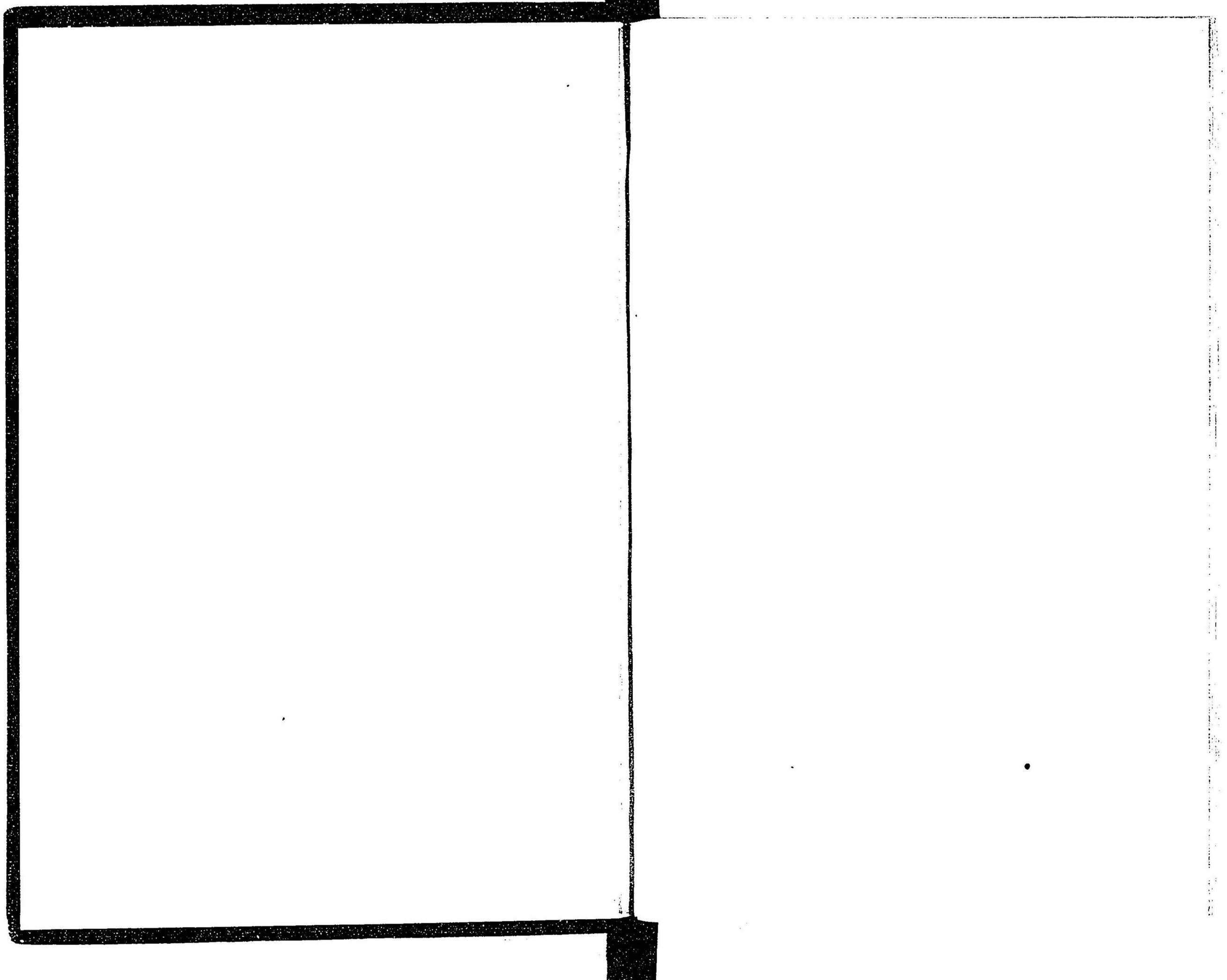
日本橋區通一丁目

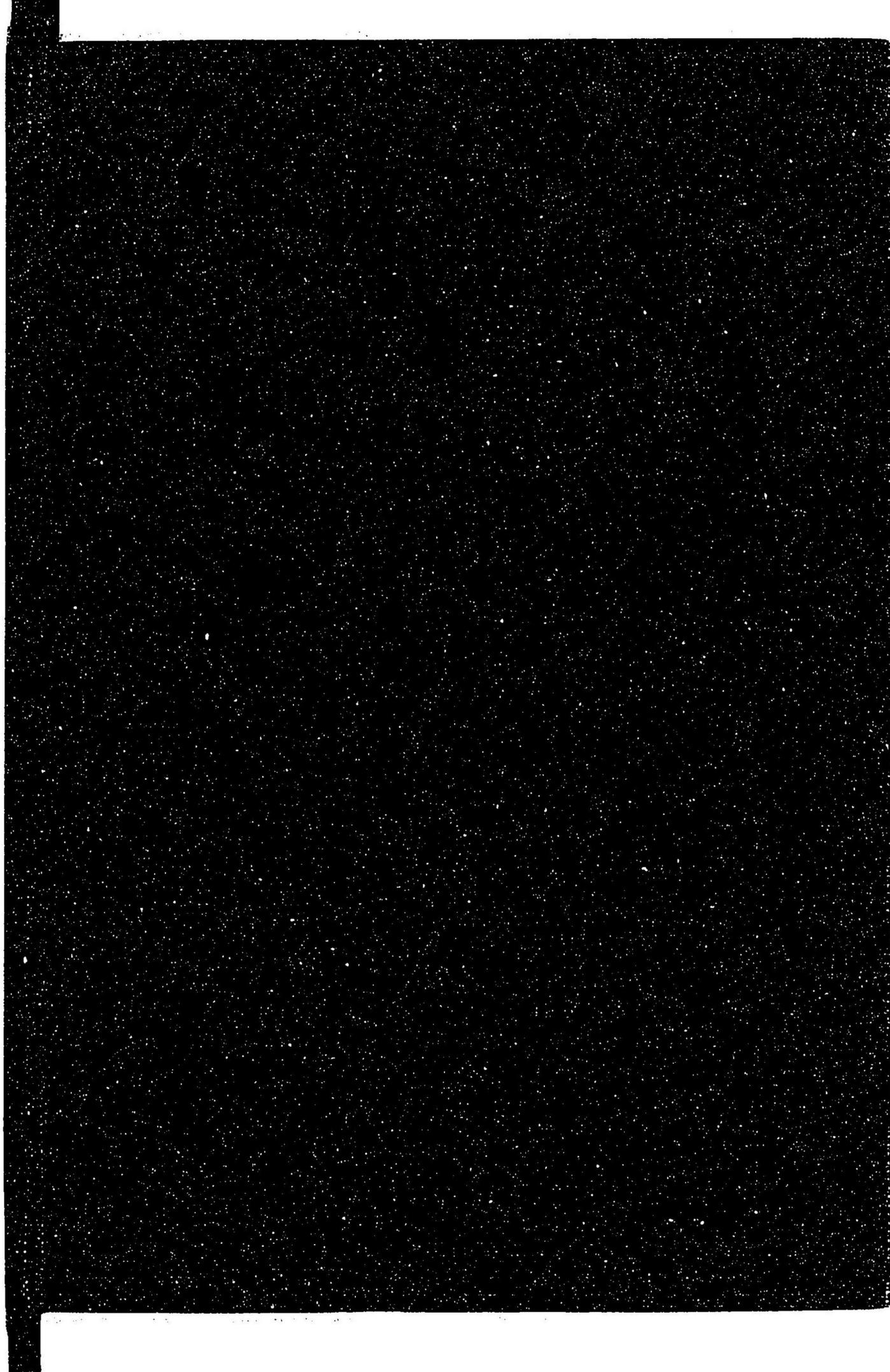
同

富山房書店

神田區表神保町

10-501





43
227

004537-000-4

43-227

商海英傑伝

瀬川 光行/著

M26

ACE-1118



